

尚美学園大学 オープンアクセス方針

令和6年1月1日

学長裁定

(趣 旨)

- 1 尚美学園大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) 本学学術情報リポジトリに登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 本学学術情報リポジトリへの登録により公開する場合、教職員はできるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、本学学術情報リポジトリ運用指針に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

尚美学園大学 オープンアクセス方針実施要領

本実施要領は、「尚美学園大学オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定める。

（趣 旨）

1 尚美学園大学（以下、「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

■オープンアクセスとは、学術論文等をインターネット上で無料公開し、誰もが障壁なく利用可能にすることです。

■本方針は、本学の研究成果の公開を推奨するために、オープンアクセスを推進する研究教育機関として意思表示するものです。

■オープンアクセスは著者にとっても、以下のようなメリットがあると考えられます。

- ・インターネット上へ公開することにより、多くの人に論文を読んでもらうことができる
- ・論文が引用される可能性が高くなる
- ・自分の論文等をいつでも確認できる
- ・研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながる

■オープンアクセスの手段としては、以下の2種類があります。

- ・グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリ等で、出版社版または著者版の原稿を無料で公開する方法。

- ・ゴールド・オープンアクセス

学術雑誌等に掲載された論文を、出版社のウェブサイトにおいて無料で公開する方法

（現状では、著者が APC（論文出版加工料）を支払うことによって、オープンアクセスジャーナルを出版するモデルが主流となっています。）

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- (1) 本学学術情報リポジトリに登録する。
- (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

■本方針の対象とする教職員の範囲は、以下の通りです。

- ・教員（教授、准教授、専任講師、助教、助手、名誉教授）
- ・職員

- ・その他メディアセンター長が認めた者
- 研究成果を本学リポジトリで公開する以外にも、研究成果をオープンアクセスにする方法がありますが、本学が責任を持って研究成果を保存し、アクセスを恒久的に保証するために、本学学術情報リポジトリでのグリーン・オープンアクセスを推進します。
- 本学の在籍者が退職あるいは他機関へ異動した後も、本学在籍時に出版され、本学リポジトリ等に登録した研究成果は引き続き保存・公開されます。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。
- 「公開が不適切」とする事例は以下の通りです。
 - ・著作権を出版社または学協会等に譲渡し、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著権者より許諾されない場合
 - ・共著者の公開の同意が得られない場合
 - 研究者からの申出有無にかかわらず、以下のケースは公開不適切と判断して、当該研究成果を公開しない場合があります。
 - ・個人情報やプライバシーに関する内容が含まれる場合
 - ・捏造、改ざん、盗用、剽窃など、研究活動における不正行為があった場合
 - ・その他、メディアセンター長が不適切と判断した場合

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。
- 本方針は、施行日以降に生産ないし出版された研究成果に適用されます。ただし、それ以前の研究成果についても、申請によりリポジトリに登録することが可能です。

(リポジトリへの登録)

- 5 本学学術情報リポジトリへの登録により公開する場合、教職員はできるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、本学学術情報リポジトリ運用指針に基づき取り扱う。
- リポジトリへの登録に際しては、所定の手続きにより申請してください。著作権に係る事項の事前確認等については、著者にて処理するものとします。
 - 公開禁止期間（エンバゴ）が設定されている場合は、公開禁止期間終了後の公開とします。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。